

証券コード 4579

平成29年3月13日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

ラクオリア創薬株式会社

代表取締役 谷 直 樹

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、2ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年3月30日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 キングルーム（旧501会議室）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第9期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 議 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会終了後、株主様向け事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raqualia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要になります。

3. インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日の平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに行われますようお願いいたします。

4. インターネットにより複数回にわたって議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。また、議決権行使書とインターネットによる方法の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

5. 議決権行使ウェブサイトのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

6. インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00 土日祝日を除く)

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

(全般的概況)

当事業年度におけるわが国経済は、9年半ぶりに利上げを実施した堅調な米国経済に支えられ、輸出企業を中心に景気は緩やかな回復基調で推移している一方、平成28年11月8日に実施された第58回米国大統領選挙において選出された米国ドナルド・トランプ次期大統領による経済政策に対する警戒感や欧州の政治的混乱、中国をはじめとする新興国の減速懸念等もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

製薬業界におきましては、厚生労働省による医療費抑制策が進められており、平成28年度の薬価基準改定において薬価ベースで6.47%と大幅に薬価が引き下げられた他、一部の革新的な医薬品において期中にも関わらず薬価引き下げを行うなど極めて異例の厳しい事業環境に直面しております。このため製薬各社におきましては、医薬品の開発候補化合物の厳選化を一層進めており、当社のような創薬ベンチャー企業のライセンス活動におきましても少なからず影響が生じております。

このような環境下において、当社は医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に取り組んでまいりました。

導出先の臨床試験の状況につきましては、CJヘルスケア株式会社（韓国、以下、「CJ社」）に導出したカリウムイオン競合型アシッドプロックター（RQ-00000004、以下「tegoprazan」）については、韓国における第Ⅲ相臨床試験が順調に進められております。またCJ社において中国での臨床試験の開始に向けて準備が進められております。Meiji Seika ファルマ株式会社（以下、「Meiji Seika ファルマ社」）に導出した第二世代（非定型）統合失調症治療薬ジプラシドンについては、日本における第Ⅲ相臨床試験が順調に進んでおります。

Aratana Therapeutics Inc.（米国、以下「アラタナ社」）に導出した犬の変形性関節症に伴う痛みの治療薬Galliprant®及び犬の食欲不振症治療薬Entyce®の2剤については、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration、以下「FDA」）より承認を取得し、平成29年12月期の発売開始に向けて準備が進められております。Galliprant®につきましては、

アラタナ社は、Eli Lilly and Companyの動物薬部門であるElanco Animal Health（以下、「エランコ社」）と全世界における戦略的提携を締結した他、欧州医薬品庁（European Medicines Agency、以下「EMA」）に欧州承認申請も行っております。Entyce®につきましては、アラタナ社は、平成28年12月に猫における長期毒性試験を開始し、猫の食欲不振治療薬としての開発も進められております。

当社実施の臨床試験の状況につきましては、日本におけるtegoprazanの第Ⅰ相臨床試験が平成27年8月に終了し、胃食道逆流症治療の既存薬と比べて速やかに胃酸分泌抑制効果があることが確認されました。引き続き導出に向けた取り組みを進めてまいります。この他、下痢型過敏性腸症候群（IBS-D）を適応症として開発中の5-HT_{2B}拮抗薬（RQ-00310941）の英国における第Ⅰ相臨床試験は順調に進んでおります。

臨床研究につきましては、共同研究先であるヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター（米国、Virginia Commonwealth University, Parkinson's and Movement Disorders Center、以下「VCU」）による、当社5-HT₄部分作動薬（RQ-00000010）の医師主導治験において、パーキンソン病患者への投薬が開始されました。

この他、神経障害性疼痛を主たる適応症として進めてきたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、開発候補化合物（RQ-00434739）の特性評価を完了し、平成28年8月の取締役会において前臨床段階への移行を承認いたしました。

産学連携面では、新たに岐阜薬科大学生体機能解析学講座薬効解析学研究室（原英彰教授兼副学長）との網膜疾患治療薬に関する共同研究、及び名古屋大学環境医学研究所分子代謝医学分野（菅波孝祥教授）と、非アルコール性脂肪肝炎（NASH：Non-alcoholic steatohepatitis）治療薬に関する共同研究について契約を締結し、積極的な産学連携による共同研究活動が進んでおります。

以上の結果、当事業年度の業績は、事業収益705百万円、営業損失759百万円、経常損失720百万円、当期純損失728百万円となりました。なお、事業費用の総額は1,465百万円であり、その内訳は、支払ロイヤルティ117百万円を事業原価に計上した他、研究開発費796百万円、その他の販売費及び一般管理費551百万円となりました。

（研究開発活動）

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、796百万円となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

1) 自社の研究開発及び共同研究

イ. 探索段階

炎症性疼痛及び神経障害性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、見出された化合物の適切な投与方法の検討を継続して実施しました。さらに新規リード化合物探索を実施し、複数の候補化合物を見出しました。

製薬企業等との共同研究については、以下のとおり実施しております。

会社名	開始月	内容
EAファーマ株式会社（注）	平成24年10月	消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
インタープロテイン株式会社	平成25年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
XuanZhu Pharma Co., Ltd.	平成27年12月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
旭化成ファーマ株式会社	平成28年1月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究

(注) 平成28年4月1日付で味の素製薬株式会社はユーザイ株式会社の消化器疾患領域事業を統合し、味の素製薬株式会社を承継会社とするEAファーマ株式会社となりました。

ロ. 前臨床開発段階

a) グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

b) TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

神経障害性疼痛（化学療法起因性冷アロディニア）を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

c) モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、術後イレウスを目標適応症として開発中の本化合物は、第I相臨床試験実施に必要な前臨床試験（*in vivo*薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験（GLP基準）、安全性薬理試験（GLP基準））が終了いたしました。現時点で次の臨床開発段階に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

ハ. 臨床開発段階

a) 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

胃不全麻痺、機能性胃腸症、慢性便秘を目標適応症として開発中の本化合物は、共同研究先であるVCUによる医師主導治験が平成28年8月から開始されました。本試験につきましては、VCUがマイケル・J・フォックス財団パーキンソン病研究機関から研究助成金を受けて、パーキンソン病患者における合併症である胃不全麻痺に対する安全性と有効性の検討を目的とする臨床研究として進められています。

b) カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症 (RE/NERD) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国に引き続き、日本での第 I 相臨床試験を終了しています。開発が進んでいる韓国の臨床試験データも活用して、導出に向けて引き続き協議を進めてまいります。

c) 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS-D) を目標適応症として開発中の本化合物は、本化合物を初めてヒトに投与する第 I 相臨床試験 (健康成人及び患者を対象) を平成27年7月に英国で開始し、現在継続実施中であります。

d) 第2世代半合成リポグリコペプチド系抗菌薬 (dalbavancin)

現在、日本での導出に向けて協議を進めております。なお本剤は、米国において急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症 (ABSSSI) 治療薬としてDALVANCE™の商標で上市され、欧州においては平成27年3月にXYDALBA™の商標で販売承認を得ております。

2) 導出先の開発状況

イ. カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症 (RE/NERD) を主目標適応症としてCJ社で開発中の本化合物は、韓国において第III相臨床試験を実施中であり、中国での開発も準備が進められています。

ロ. セロトニン5-HT_{2A}及びドパミンD2受容体遮断薬 (ziprasidone)

統合失調症治療薬としてMeiji Seikaファルマ社で開発中の本化合物は、日本において第Ⅲ相臨床試験を実施中です。本剤は、米国ファイザー社によって既に83ヶ国で販売されており、米国の治療ガイドラインには第一選択薬として収載されています。

ハ. EP4拮抗薬 (Galliprant[®]、RQ-00000007、AT-001、grapiprant)

ペットの疼痛治療薬として導出先であるアラタナ社にて開発を行った本化合物は、米国における犬を対象とした臨床試験での良好な成績をもってFDAの製造販売承認を得ました。現在、アラタナ社及びエランコ社により平成29年第1四半期の発売開始に向けた準備が進められております。また、欧州においては平成28年2月にアラタナ社がEMAに承認申請を行っており、現在、承認審査中です。

ニ. グレリン受容体作動薬 (Entyce[®]、RQ-00000005、AT-002、capromorelin)

ペットの食欲不振治療薬としてアラタナ社にて開発を行った本化合物は、犬を対象とした臨床試験での良好な成績をもってFDAの製造販売承認を得ました。平成29年2月の北米獣医学会に合わせた販売開始に向けて準備が進められております。

またアラタナ社は、本剤について猫を対象とした食欲不振治療薬としても開発を進めており、平成28年12月に猫における長期毒性試験を開始しました。

ホ. EP4拮抗薬 (RQ-00000007、AAT-007、grapiprant)

株式会社AskAt (以下「AskAt社」) のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

ヘ. シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076、AAT-076)

AskAt社のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は61百万円であり、その主なものは、分析装置の老朽化に伴う更新による取得60百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成25年12月期)	第 7 期 (平成26年12月期)	第 8 期 (平成27年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
事業収益 (千円)	227,618	153,895	145,500	705,235
経常損失 (△) (千円)	△1,848,557	△1,942,282	△1,795,216	△720,705
当期純損失 (△) (千円)	△1,136,856	△464,575	△1,854,353	△728,117
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△84.83	△33.23	△116.45	△38.80
総 資 産 (千円)	6,613,060	5,202,124	4,752,112	4,019,314
純 資 産 (千円)	5,717,494	4,831,488	4,514,364	3,788,027
1株当たり純資産額 (円)	421.73	324.47	239.96	201.06

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中長期的な研究成果の収益化を目指して以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

① 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。わが国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社は平成26年度に名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。当社では、以下の方策を採ってまいります。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用した開発化合物の早期創出と新規適応症の拡大
- ・ イオンチャネル創薬における当社の強みを活かした共同研究による開発化合物の早期創出
- ・ 産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の拡充

② リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社は、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・ 導出準備プログラム 探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済みプログラム 第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社がサポートをメインに行うプログラム
- ・ 共同研究プログラム 探索ステージを基本に当社と製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄り革新的な開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

③ 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社が有する開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し導出を行う必要があります。現在、当社はこれを最重要課題として様々なチャネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。導出後は、一日も早い製品上市を目指して導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

④ 財務基盤の強化

当社のような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を受けるなど、資金調達の多様化を図ってまいります。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

⑤ 人材の獲得

当社の経営資源の第一は、人であると考えています。今後、新薬の探索及び開発、適応拡大を進捗させるために、適切な人材を適宜、確保していく予定であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

本 社：愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

研究部門：愛知県名古屋千種区不老町（国立大学法人名古屋大学内）

(7) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名（8名）	14名減（6名減）	44.8歳	6.6年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度に比べ14名（臨時従業員は6名）減少したのは、経営合理化による希望退職の実施及び新規採用等の抑制によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

（株式交換契約の締結）

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社（以下、「テムリック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でテムリックとの間で株式交換契約を締結いたしました。

1) 本株式交換の相手会社についての事項

- イ. 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	テムリック株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿一丁目12番12号 MIビル3F
代表者の氏名	代表取締役社長 浴本 久雄
資本金の額	10,000,000円（平成28年10月31日現在）
純資産の額	188,190,540円（平成28年10月31日現在）
総資産の額	189,096,663円（平成28年10月31日現在）
事業の内容	がん領域に特化した創薬事業

ロ. 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益（単体）

事業年度	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高（千円）	70,000	96,969	76,912
営業利益（千円）	1,249	26,623	△47,498
経常利益（千円）	△1,123	29,022	△47,186
当期純利益（千円）	△36,092	29,195	△48,136

2) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

イ. 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、テムリックを株式交換完全子会社とする株式交換で、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、テムリックにおいては、平成29年2月1日付の臨時株主総会にて本株式交換の承認を得、平成29年2月3日付で本株式交換を行う予定であります。

ロ. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	テムリック (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	90
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：479,250株	

2. 株式の状況(平成28年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 37,068,800株
- (2) 発行済株式の総数 18,767,200株
- (3) 株主数 10,263名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED	2,296,000株	12.23%
ファイザー株式会社	1,486,000	7.92
MSIP CLIENT SECURITIES	705,000	3.76
株式会社SBI証券	531,800	2.83
楽天証券株式会社	305,400	1.63
大和証券株式会社	237,500	1.27
BARATI RAHIM	214,000	1.14
新井 計男	179,600	0.96
長久 厚	152,000	0.81
ヒグチ シゲノブ	150,000	0.80

(注) 自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株 予 約 権	第7回新株 予 約 権	第9回新株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成20年9月5日	平成21年7月28日	平成26年3月14日
新株予約権の数		153個	20個	36,000個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数		普通株式 61,200株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 7,980株 (新株予約権1個につき 399株)	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込 金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない。
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		新株予約権1個当たり 510,000円 (1株当たり 1,275円)	新株予約権1個当たり 513,912円 (1株当たり 1,288円)	新株予約権1個当たり 596円 (1株当たり 596円)
権 利 行 使 期 間		平成22年10月16日から 平成30年7月31日まで	平成24年6月12日から 平成31年7月27日まで	平成28年3月15日から 平成36年3月14日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除 く)	新株予約権の 数 4個 目的となる株 式数 1,600株 保有者数 1名	新株予約権の 数 20個 目的となる株 式数 7,980株 保有者数 1名	新株予約権の 数 6,000個 目的となる株 式数 6,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—	—
	取 締 役 (監査等委員)	—	—	—

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が当社の役員又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		平成28年3月11日	
新株予約権の数		25,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 376円 (1株当たり 376円)	
権利行使期間		平成30年3月26日から平成38年3月25日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金		本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。	
行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	25,000個
		目的となる株式数	25,000株
		交付者数	50名

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の役員又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑥その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (平成28年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	谷 直 樹	
取締役	青 木 初 夫	
取締役	河 田 喜 一 郎	財務・経営企画部門担当
取締役	渡 邊 修 造	創薬研究部門担当
取締役 (監査等委員)	牧 真 之 介	牧真之介公認会計士事務所 代表 会計法人MSPGコンサルティング株式会社 代表取締役社長 税理士法人MSパートナーズ 代表社員 クラフト本社株式会社 社外監査役 クラフトホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社鹿児島島プロスポーツプロジェクト 監査役
取締役 (監査等委員)	縣 久 二	太陽誘電株式会社 社外取締役 七十七キャピタル株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	野 元 学 二	レックスウェル法律特許事務所

- (注) 1. 平成28年3月30日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 青木初夫氏、縣久二氏、野元学二氏及び牧真之介氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 青木初夫氏及び取締役 (監査等委員) 縣久二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 牧真之介氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社においては、監査等委員会と監査室が連携して内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 平成28年3月30日付で、役員の変動がありました。
- ①取締役平井昭光氏及び土屋進氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
- ②監査役井上尚治氏及び本間靖氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い監査役を退任いたしました。
- ③監査役縣久二氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い監査役を退任し、取締役 (監査等委員) に就任いたしました。
- ④河田喜一郎氏及び渡邊修造氏は、新たに取締役に就任いたしました。
- ⑤牧真之介氏及び野元学二氏は、新たに取締役 (監査等委員) に就任いたしました。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の3名であります。

地 位	氏 名	担 当 部 門
専務執行役員	河 田 喜 一 郎	財務・経営企画部門
常務執行役員	渡 邊 修 造	創薬研究部門
執 行 役 員	高 松 康 浩	人事・総務統括部

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2)	20,080千円 (5,400)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	11,250 (11,250)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	3,240 (2,565)
合計 （うち社外役員）	12 (7)	34,570 (19,215)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお当社は、平成28年3月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与は含まない）。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、年額22,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役（監査等委員）縣久二氏は、太陽誘電株式会社及び七七七キャピタル株式会社の社外取締役であります。これらの会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ②取締役（監査等委員）野元学二氏は、レックスウェル法律特許事務所所属の弁護士であります。同事務所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ③取締役（監査等委員）牧真之介氏は、牧真之介公認会計士事務所代表、会計法人MSPGコンサルティング株式会社代表取締役社長、税理士法人MSパートナーズ代表社員であります。また、クラフト本社株式会社、クラフトホールディングス株式会社の社外監査役、及び株式会社鹿児島島プロスポーツプロジェクトの監査役であります。これらの会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 青木 初夫	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 牧 真之介	取締役(監査等委員)就任後に開催された取締役会14回すべてに出席、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しており、公認会計士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
監査役 及び 取締役 縣 久二 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会6回すべてに出席し、監査役会6回すべてに出席いたしました。また取締役(監査等委員)就任後は、開催された取締役会14回すべてに出席し、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しており、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 野元 学二	取締役(監査等委員)就任後に開催された取締役会14回すべてに出席し、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しており、弁護士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会の設置及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役及び使用人の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、代表取締役、監査等委員会、また必要に応じて取締役会に報告するものとする。
- ③ コンプライアンス上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度等の社内報告体制を整備する。
- ④ コンプライアンスを尊重する意識を醸成するため、必要に応じて規則・ガイドラインの作成や取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めにとわらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営戦略委員会規程等の社内規程に基づき事前に経営戦略委員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規定を監査等委員会規則内に定め、代表取締役は監査等委員会が当該使用人を置く必要があると認めるときは、監査等委員会と協議し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。
- ② 監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制について、コンプライアンス規程、取締役会規則並びに監査等委員会規則内に定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

- ③ 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査等委員会を定期的で開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また取締役会にて監査活動結果報告を適宜行う。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ④ 監査等委員会は、監査室と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行に必要なと認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当社が負担する。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に関する取締役会決議に基づき、次の取組を行いました。なお、当社は平成28年3月30日の第8回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記については移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役について同様の体制を整備・運用しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営戦略委員会その他社内の重要な会議に出席し、開催手続き及び付議議案の内容を監査し、その監査結果を毎月開催される定例の監査等委員会で報告し、情報を共有しました。
- ② 高度な知見を要する事案については、社外の弁護士、公認会計士、コンサルタントに意見を求め、適法性・妥当性判断を行いました。
- ③ コンプライアンス委員会を年3回開催し、コンプライアンスに係る課題の洗い出しを行いました。また「社員行動指針」「ガイドライン」の見直し、及び全従業員に対する法令順守等に関する研修を通じ、コンプライアンス意識の徹底を図りました。
- ④ 内部通報制度の実効性を高めるため外部窓口（弁護士事務所）を追加し、対応プロセスを変更しました。

- ⑤ 内部統制報告制度に対応するため、監査室がJ-SOX監査計画を策定し、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス、IT統制に関する監査を実施し、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、契約書、稟議書が適正に保存及び管理されていることを期中監査の中で確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を年4回開催し、リスクの未然防止に努めるとともにリスク項目一覧に基づきリスクの評価及び対応策の検討を行いました。
- ② 安全衛生委員会を毎月開催し、研究施設等職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し実施しました。
- ③ 情報セキュリティに関する社内研修を実施しました。また、情報漏洩防止の観点から、USBストレージの利用制限や情報開示申請プロセスの見直しを行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を20回（定時取締役会12回、臨時取締役会8回）開催しました。取締役と監査役又は監査等委員の取締役会への出席率は、100%でした。
- ② 経営戦略委員会を毎週開催し、審議結果を全取締役及び全監査等委員に報告しました。
- ③ 取締役の職務執行の効率化を図るための組織変更や規程変更等が行われる都度、職務分掌規程、職務権限規程等の関連規程が適正に改定されていることを確認し、職務権限規程等に即して稟議決裁が行われていることを確認しました。

(5) 監査等委員会補助者に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制

監査等委員会補助者は設置していませんが、監査等委員会が要望すれば設置しうる体制は確保されています。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は、毎週開催される経営戦略委員会にオブザーバーとして出席し、常に取締役及び執行役員に質問し情報の提供を求めることができる体制にあります。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会監査計画及び監査室監査計画に基づいて全ての部署を対象に部門監査を実施しています。監査の効率性を高めるために、監査室が行う監査に監査等委員が原則同席し、両者が独自の質問を行い、両者が情報を共有する運用を行っています。監査結果は監査室がまとめ、代表取締役、経営戦略委員会、取締役会に報告しています。監査等委員会は、主に取締役及び執行役員に対して事の重要性に応じて注意喚起すべきことについて意見表明しています。
- ② 監査等委員会が監査等委員会監査を実効的に行えるよう、監査等委員会は、経営戦略委員会に出席した場合、必要に応じて議論のポイントを監査等委員会の視点でまとめ、経営戦略委員会事務局が行う報告とは別に、毎月の監査等委員会にてその他の参考情報を補足して報告しています。また、取締役会開催時には、事前に監査等委員会を開催し、議案の概要と論点を説明し、全監査等委員が取締役会の議論に深く関わることができるよう情報と課題認識の共有化を図っています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。剰余金の配当につきましては、将来においても安定的な収益の確保が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,806,492	流動負債	190,213
現金及び預金	1,427,817	未払金	125,985
売掛金	58,265	未払費用	40,188
有価証券	9,128	未払法人税等	1,346
貯蔵品	7,125	繰延税金負債	1,192
前渡金	205,236	前受金	13,500
前払費用	55,538	預り金	3,435
その他	43,380	その他	4,565
固定資産	2,212,822	固定負債	41,073
有形固定資産	248,739	資産除去債務	11,649
建物	140,568	繰延税金負債	29,424
工具、器具及び備品	451,833	負債合計	231,286
減価償却累計額	△343,662	純 資 産 の 部	
無形固定資産	12,794	株主資本	3,747,058
商標権	5,546	資本金	2,237,588
ソフトウェア	6,816	資本剰余金	2,237,588
その他	431	資本準備金	2,237,588
投資その他の資産	1,951,288	利益剰余金	△728,117
投資有価証券	1,937,383	その他利益剰余金	△728,117
長期前払費用	3,198	繰越利益剰余金	△728,117
その他	10,705	評価・換算差額等	26,183
資産合計	4,019,314	その他有価証券評価差額金	26,183
		新株予約権	14,785
		純資産合計	3,788,027
		負債純資産合計	4,019,314

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		705,235
事業費用		
事業原価	117,630	
研究開発費	796,229	
その他の販売費及び一般管理費	551,252	1,465,111
営業損失(△)		△759,876
営業外収益		
受取利息	12,654	
有価証券利息	52,329	
複合金融商品評価益	8,070	
補助金収入	19,843	
その他	1,601	94,499
営業外費用		
為替差損	55,328	55,328
経常損失(△)		△720,705
特別損失		
投資有価証券償還損	2,000	2,000
税引前当期純損失(△)		△722,705
法人税、住民税及び事業税	1,346	
法人税等調整額	4,065	5,411
当期純損失(△)		△728,117

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金	
			繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	9,806,225	5,090,225	△10,421,274	4,475,176
当 期 変 動 額				
欠 損 填 補	△7,568,637	△2,852,637	10,421,274	-
当期純損失(△)			△728,117	△728,117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△7,568,637	△2,852,637	9,693,157	△728,117
当 期 末 残 高	2,237,588	2,237,588	△728,117	3,747,058

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	28,170	28,170	11,017	4,514,364
当 期 変 動 額				
欠 損 填 補				-
当期純損失(△)				△728,117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,986	△1,986	3,768	1,781
当期変動額合計	△1,986	△1,986	3,768	△726,336
当 期 末 残 高	26,183	26,183	14,785	3,788,027

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）を採用しております。

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

- ③ デリバティブ
- ④ たな卸資産
貯蔵品

時価法を採用しております。

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～6年

- ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) その他計算書類作成のための基本

- 消費税等の会計処理

となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	18,767,200株	一株	一株	18,767,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第3回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	61,200株	73,815株	7,980株	36,000株	25,000株
新株予約権の残高	—	—	—	11,340千円	3,445千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクを回避する目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品及び市場リスク（為替）に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について債権管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する満期保有目的の債券及びその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。当社は、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクを回避する目的として、先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価（＊1）	差 額
① 現金及び預金	1,427,817千円	1,427,817千円	－千円
② 売掛金	58,265	58,265	－
③ 有価証券	9,128	9,128	－
④ 投資有価証券	1,937,383	1,937,383	－
⑤ 未払金	(125,985)	(125,985)	－
⑥ 未払法人税等	(1,346)	(1,346)	－
⑦ デリバティブ取引（＊2）	(4,565)	(4,565)	－

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券、並びに④ 投資有価証券

この時価の算定は、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑤ 未払金、並びに⑥ 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約であります。この時価の算定は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金等ではありますが、その全額について評価引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金及び資産除去債務に係る減価償却超過額等によるものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	201円06銭
(2) 1株当たり当期純損失（△）	△38円80銭

8. 重要な後発事象に関する注記

（簡易株式交換によるテムリック株式会社の子会社化）

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社（以下、「テムリック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でテムリックとの間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は平成29年2月3日付で予定通り実施いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	テムリック株式会社
事業の内容	がん領域に特化した創薬事業

②企業結合を行った主な理由

当社は、平成20年の創設以来、低分子創薬を基本として、主に痛みと消化器疾患を2大指向領域として事業を展開し、平成26年からは、名古屋大学への研究機能の移転を契機として、アカデミアからの幅広い研究テーマや患者様のニーズに触れ、多種多様な疾患領域を検討する機会を得てまいりました。

その中で当社は、依然として治療ニーズが十分に満たされていない、がん疾患領域及び希少疾患領域を中心とした、アカデミアから提案された新規な作用機序に基づく治療薬に関する共同研究を積極的に進めることで、当社の事業の一段の飛躍を目指してまいりました。

このような現況を踏まえ、当社のニーズを充たす対象となる会社を探していましたが、今般、事業領域の拡大、特にがん疾患領域/希少疾患領域への積極的な進出を目的として、事業内容や疾患領域等に親和性を持つテムリックを、簡易株式交換の手法を使い完全子会社にすることを検討し決定いたしました。

③企業結合日

平成29年1月1日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、テムリックを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、当該企業を完全子会社化したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	テムリック (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	90

(注) 当社は、本株式交換により、テムリックの普通株式1株に対して、新たに発行する当社普通株式90株を割り当て交付いたしました。

②株式交換比率の算定方法

本株式交換における株式交換比率の算定については、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及びテムリック双方から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」といいます。）に算定を依頼いたしました。

ブルータスは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所JASDAQグロース市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法により、テムリックの株式価値については非上場会社であることを勘案し、事業活動による将来の収益力により株式価値を決定するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により算定を行っております。

上記算定に基づく当社1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりであります。

株式交換比率の算定結果
64.72～93.88

当社は、上記算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、テムリックと協議の上、株式交換比率を決定し、当社の取締役会及びテムリックの取締役においてそれぞれ決議、決定いたしました。

なお、上場廃止となる見込み及びその事由について、該当事項はありません。また、株式会社ブルータス・コンサルティングは、当社及びテムリック双方から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有していません。

③交付した株式数

479,250株

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等に対する報酬・手数料等 2,450千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社を株主交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で同社との間で株式交換契約を締結した。当該契約に基づき、平成29年2月3日付で株式交換の効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

ラクオリア創業株式会社 監査等委員会

監査等委員 牧 真之介 ㊟

監査等委員 縣 久二 ㊟

監査等委員 野元 学二 ㊟

- (注) 1. 監査等委員牧真之介、縣久二及び野元学二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年3月30日開催の第8回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年1月1日から平成28年3月30日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たに なお き 谷 直 樹 (昭和23年3月23日)	昭和48年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社 昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当 平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長 平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授 平成22年4月 当社 入社 当社 執行役員 平成22年10月 当社 取締役 平成23年4月 当社 常務執行役員 平成24年8月 当社 代表取締役（現任）	一株
2	あお き はつ お 青 木 初 夫 (昭和11年4月8日)	昭和35年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社 昭和63年6月 同社 取締役 平成5年1月 同社 常務取締役 Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO 平成7年6月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱） 代表取締役専務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役社長 平成17年4月 アステラス製薬㈱ 代表取締役会長 平成18年6月 同社 代表取締役共同会長 平成20年6月 同社 相談役 平成22年6月 同社 アドバイザー 平成23年8月 当社 顧問 平成24年3月 ㈱C x Oアドバイザーズ 取締役 当社 社外取締役（現任）	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	かわ だ きいちろう 河田 喜一郎 (昭和35年10月26日)	昭和59年4月 ㈱上組 入社 平成元年1月 トウシュ・ロス会計事務所 入所 平成2年9月 デロイト&トウシュLLP 入所 平成5年8月 米国公認会計士登録 (カリフォルニア州) 平成7年9月 同法人 マネジャー (国際税務) 平成7年11月 米国日本通運(株) 財務部 入社 同社 シニア・マネジャー 平成13年9月 監査法人トーマツ CF部門 入所 同法人 マネジャー 平成15年10月 同法人 シニア・マネジャー 平成16年10月 ㈱産業再生機構 入社 同社 マネジャー 平成17年5月 デロイトトーマツFAS(株) FA部門 入社 同社 シニア・ヴァイスプレジデント 平成21年3月 当社 入社 当社 執行役員 (監査室長) 平成23年9月 当社 執行役員 (経営企画担当) 平成24年3月 当社 常務執行役員 (CFO、財務・経営 企画担当、研究企画調整担当) 平成28年3月 当社 専務執行役員 (CFO、財務・経営 企画担当、研究企画調整担当) (現任) 当社 取締役 (現任)	7,300株
4	わた なべ しゅうぞう 渡邊 修造 (昭和42年5月15日)	平成4年4月 ファイザー製薬㈱ (現ファイザー㈱) 入社 平成17年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 平成18年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 平成20年7月 当社 入社 平成24年10月 当社 執行役員 (創薬研究担当) 平成28年3月 当社 常務執行役員 (創薬研究担当) (現任) 当社 取締役 (現任)	4,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木初夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、青木初夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
青木初夫氏は、経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を有していることから、同氏の持つこれらの知識を当社の経営に生かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は平成24年3月から当社の社外取締役に就任しており、継続して社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 青木初夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、青木初夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案において青木初夫氏が取締役に選任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 キングルーム



交通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。